

令和元（平成 31）年度全国民生委員互助事業の取り扱い留意事項等について

1. 互助事業給付金申請における留意事項（公務・一般共通）

別紙「全国民生委員互助事業給付金申請の時宜と留意事項について【令和元（平成 31）年度】」をご参照いただくとともに、以下の点についてご留意ください。

（1）給付対象は現任の民生委員・児童委員であること

- 傷害や疾病等の理由で退任される場合は、退任前に該当する見舞金の給付申請を先にしてください。そのうえで、申請月を分けて、退任慰労の申請を行ってください。
- なお、長期療養のまま退任されるなど、特段の事情がある場合、公務傷害・疾病の見舞金申請については、運用上、退任日から 30 日以内の申請であればできるものとされています。そのようなケースに該当する場合、事前に全社協民生部までご相談ください。

（2）申請は、事故発生後 1 年以内に行うこと

- 互助給付金（見舞金等）の申請は、公務給付、一般給付ともに運営要綱の規定に則り、事故発生後、1 年以内の申請のみを給付対象とします（発生から 1 年を経過した申請については遅延理由書があっても対象としません）。
- 「1 年以内」とは、事故発生日から全社協民生部に申請書類が到着する期間とします。

2. 公務申請における留意事項

（1）公務傷害見舞金の申請について

①申請の時期について

- 公務中に負傷した場合には、重度の後遺障がいや長期の入院を伴わない負傷の場合、事故発生後、治療中であってもできる限り早期に申請ください。
- 重度の後遺障がいや長期の入院を伴う場合も、治療期間が 180 日を超えた時点で速やかに申請ください。

②医師の診断書について

- 申請の際に添付いただく医師の診断書（原本）については、原則として受傷後 1 か月以内に取得するようお願いいたします（事故発生から、時間が経過すると負傷理由等を正確に確認することが困難になるため）。
- 公務申請とあわせて、民生委員・児童委員活動保険にて 10 万円以上の保険請求を行う場合には、保険会社の書式による診断書をとる必要が生じるため、民生委員・児童委員活動保険の書式による診断書のコピーを添付していただいてもかまいません（ただし、民生委員・児童委員活動保険の以外の保険会社書式による診断書のコピーは添付不可です）。

また、活動保険では申請額が10万円以下の場合は「入院・通院申告書」のみでの申請が可能ですが、これは「診断書」の代わりにはなりませんので、診断書を取得するようお願いします。

③公務傷害見舞金給付基準について

- 今回、支給基準等の見直しは行っておりません。なお、自宅および自己所有地における負傷に対する公務傷害見舞金については、下記のとおり取り扱います。

【自宅および自己所有地等における負傷の取り扱い】

- 公務傷害見舞金においては、自宅および自己所有地（畑、店舗、事務所等）での負傷は日常生活との区別が難しく、公務中であったことの確認が困難なため対象外としています（借地・借家等の占有物件の場合も含む）。
- ただし、委員の自宅および自己所有建物において、民児協の会合（定例会等）を実施していたことが客観的に証明できる場合は、対象とします。
※本取り扱いについては、民生委員・児童委員活動保険においても同様。

（2）公務疾病見舞金の申請について

- 公務傷害と同様の理由から原則として発症後1か月以内に診断書の取得をお願いします。

3. 一般給付申請における留意事項

申請にあたっては、下記の点にご留意のうえ、互助様式第11号と互助様式第12号の件数、金額が一致しているか、重複申請でないか等についても確認をお願いします。

（1）一般傷病見舞金の申請について

- 治療期間が2か月を超えた場合は、治療中であっても一般傷病見舞金（2か月以上）への申請が可能です。治療中で申請する場合、全治期間の記載は「発生日～完治見込日」ではなく、「発生日～治療中」としてください。
- 一般傷病見舞金（2か月未満）の対象となるのは、全治期間が31日～60日の場合です。全治期間が61日以上となった場合は、一般傷病見舞金（2か月以上）の対象となります。治療日数、申請区分が正しいかご確認ください。

（2）災害見舞金の申請について

- 災害見舞金の申請にあたっては、関係官公署発行の「罹災証明書」に記載の被害区分（全壊・大規模半壊、半壊）、災害の種類（火災・〇〇地震・△△豪雨など）と被災日を記入してください。

- 罹災証明書における住宅の被害の程度は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」または「半壊に至らない」の4区分とされています。

※なお、「床下浸水」については、上記指針では「半壊に至らない」に相当することから、災害見舞金の対象外となります。